

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正関係

一 短時間労働者の待遇の原則（第八条関係）

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないものとする。

二 差別的取扱いの禁止の対象短時間労働者の範囲の拡大等

(一) 差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものとの要件を削除すること。（第九条関係）

(二) 職務の内容が当該事業所における通常の労働者と同一の短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。）であつて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲

で変更されると見込まれるものについての賃金の決定方法に係る努力義務の規定を削除すること。（第十條關係）

三 雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の新設（第十四條第一項關係）

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、差別的取扱いの禁止等の規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び当該省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定める事項を除く。）に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならないものとする事。

四 相談のための体制の整備（第十六條關係）

事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないものとする事。

五 公表（第十八條第二項關係）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し、厚生労働大臣がその違反に対し勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を

公表することができるものとする。

六 虚偽報告等に対する過料（第三十条関係）

報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処するものとする。

七 短時間労働援助センターの廃止等

(一) 短時間労働援助センターの廃止（第五章関係）

短時間労働者の雇用管理の改善等の援助等を行う指定法人に係る規定を削除するものとする。

(二) 事業主等に対する援助（第十九条関係）

国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主等に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができるものとする。

(三) その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の二の一部の規定については公布の日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から第四条まで及び第六条関係）

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとする。

三 検討（附則第五条関係）

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。